

令和6年10月24日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健 司

令和6年度 誘客促進強化事業  
北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE!」のプロモーションおよび結果分析事業  
に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 事業名

令和6年度 誘客促進強化事業  
北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE!」のプロモーションおよび結果分析事業

2. 参加表明

- (1) 表明期限 令和6年10月31日(木) 17:00
- (2) 表明方法 別紙「参加表明書」へ必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。
- (3) 提出先 マーケティング・DX部 担当：関・吉井 TEL：011-231-0941  
y\_seki@visithkd.or.jp  
n\_yoshii@visithkd.or.jp

3. 提出物について

企画提案書及び見積書

4. 今後のスケジュール

- (1) 当事業への参加表明 10月31日(木) 17時まで
- (2) 企画提案書提出 11月14日(木) 15時まで
- (3) 審査会 11月20日(水) (ヒアリング実施)
- (4) 結果通知 11月21日(木) 以降の通知予定

※5社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する場合があります。

5. その他

事業に関する説明会はございません。事業内容に関する質問を令和6年10月29日(火) 17:00まで、メールまたはFAXで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対して速やかに通知します。

〈お問い合わせ先〉

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

(公社)北海道観光機構 マーケティング・DX部 担当：関・吉井

TEL：011-231-0941

## 令和6年度 誘客促進強化事業

### 北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE！」のプロモーション

#### および結果分析事業 企画指示書

#### 1. 委託事業名

令和6年度 誘客促進強化事業

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE！」のプロモーションおよび結果分析事業

#### 2. 目的

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE！」（以下「アプリ」という）搭載機能を活用した北海道の観光スポットへのチェックインや移動距離によるポイント付与及び特集、動画、モデルコースなど北海道情報の発信を行い、道内周遊の促進を図るとともに、アプリの安定的な稼働及びユーザーの継続的な利用を促進する事業を、別途実施中であるが、新たに利用者の満足度向上を目的としたキャンペーンを開催する。また、アプリでの周遊促進が狙い通り達成されているのか、人流データを用いて分析をする。

#### 3. 事業期間

委託契約日から令和7年3月31日まで

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

#### 5. 予算上限額

14,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### 6. 北海道観光アプリについて

##### (1) アプリ概要

移動距離や道内スポット等のチェックイン、観光記事・動画閲覧等による HOKKAIDO LOVE！ポイント付与機能、旅行情報の検索機能、飲食店等で使えるクーポン付与機能を搭載した北海道内の周遊を促進する観光アプリ。

アプリ紹介ページ：<https://www.visit-hokkaido.jp/app/>

##### (2) 対応 OS・対象言語

OS：iOS 及び Android OS 対象言語：日本語

#### 7. 委託業務内容

##### 全体概要

アプリの保守管理・運用、情報更新を実施する事業を行っている受託事業者と連携して、キャンペーンを実施すること。また、アプリ内に蓄積した人流データを取得、分析することで、アプリの目的の一つである周遊促進がなされているか報告すること。その際、外部の人流データ

(国内のみ) との比較により、分析の精度を高めること。

(1) プロモーション

既存利用者の満足度向上等を目的として、アプリ内でのキャンペーン（プレゼント企画等）を実施する。キャンペーン実施期間は、プレゼント発送期間等を考慮し提案すること。

（キャンペーン目的は、状況により変化する可能性がある。また、キャンペーン等に付随してシステム改修等が発生する場合は、協議の上で確定、実施すること）

(2) 周遊促進の結果分析

アプリ内に蓄積した人流データを用いて、チェックインスポット、ボーナスチェックインスポット、ポイント3倍エリア、チェックインラリーの対象施設、クーポン利用可能施設などへの周遊実態を捕捉する。

その際、外部の人流データも取得・分析し、全体の分析精度を高めること。

分析対象期間は、令和6年4月1日～令和6年12月31日とする。

原則、比較対象期間は2019年、もしくは2023年とする。

（比較対象期間は必須ではないが、企画書内に妥当性と共に記載すること）

なお、12月までに中間報告を一度行うこと。（アプリ内部、外部の人流データが、ある程度整った時点とする）

※個人情報の取り扱い方法について企画書内に明記すること

8. 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレゼントの協賛、パンフレットの設置、プレスリリース等による）を得ること

により、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

9. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書

事業終了後、実績報告書には、下記の項目を最低限記載することとし、事業実績報告書2部と電子データを提出すること。

- ・プロモーション内容（実施内容、結果）
- ・周遊に係る分析結果（アプリ内人流データ、外部人流データ）

(2) 成果物

以下の成果物を電子データで提出すること。

- ・本業務において制作したデザイン素材データ一式

10. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 北海道に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(1) (2) の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。
- (4) 次のいずれかを取得していること。
- ① プライバシーマークの認定
  - ② ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム ISMS）認証

## 11. 審査基準について

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- ① 業務遂行能力  
北海道観光のプロモーション及び事業実施のためのノウハウに精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、業務遂行能力があると判断できるか
- ② 企画提案の目的適合性  
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は指示内容が十分理解されており、事業の目的に資するものであるか。  
適切なキャンペーンの設計、実施、人流データ分析が出来る体制であるか。
- ③ 実現性  
事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。
- ④ 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか

## 12. 今後のスケジュール

- (1) 当事業への参加表明 10 月 31 日（木） 17 時まで
- (2) 企画提案書提出 11 月 14 日（木） 15 時まで
- (3) 審査会 11 月 20 日（水）（ヒアリング実施）
- (4) 結果通知 11 月 21 日（木）以降の通知予定

※ 5 者を超える企画提案があった場合、予め書面審査により審査会に参加する 5 者を選定する場合がある。

### 13. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、会社名、代表者名、担当者役職・氏名、連絡先（電話・メールアドレス等）必要事項を記載の上メールにより申込すること。

(1) 表明期限 令和6年10月31日（木）17時（必着）

(2) 表明先 マーケティング・DX部 担当：関・吉井 TEL：011-231-0941

y\_seki@visithkd.or.jp

n\_yoshii@visithkd.or.jp

### 14. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和6年11月14日（木）15時（必着）

(2) 提出場所 公益社団法人北海道観光機構

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

マーケティング・DX部 担当：関・吉井 TEL：011-231-0941

y\_seki@visithkd.or.jp

n\_yoshii@visithkd.or.jp

(3) 提出部数 企画提案書(A4版)6部

※1部のみ社名を記入、残り5部は無記名で提出願います。

### 15. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書のページ数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、提案内容のほか、下記の項目について記載すること。

#### ① これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。  
なお、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

#### ② 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社を記載し、無記名の企画提案書については、事業提案者の業務担当者名について「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

（アルファベットについては参加表明後に事務局から通知する）

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※キャンペーン（プロモーション）、プレゼント、送付、周遊促進分析に係る経費等

### 16. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配布については認めない。

## 17. 再委託の禁止について

- ・再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めと当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

\*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

- A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。
- B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
- C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

## 18. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と提案者が協議して決定する。
- (6) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、観光機構と受託者が協議の上、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (10) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の状況により、委託業務内容などを変更する場合は当機構と提案者の協議のうえ決定する。

## 19. お問い合わせ先

マーケティング・DX部 担当：関・吉井 TEL：011-231-0941  
y\_seki@visithkd.or.jp （関）  
n\_yoshii@visithkd.or.jp （吉井）

# 参加表明書

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE！」のプロモーション

および結果分析事業に係る企画提案の参加表明を致します。

会社名	
担当者名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL：
	Email：

提出期限：令和6年10月31日（木）17時

提出先：公益社団法人北海道観光機構

プロモーション部担当：関・吉井 TEL:011-231-0941

y\_seki@visithkd.or.jp（関）

n\_yoshii@visithkd.or.jp（吉井）